

徳島県告示第221号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第1項の規定に基づき、神山町長及び阿波市長から認証の請求のあった地籍調査の成果については、同条第2項の規定により次のとおり認証した。

令和8年4月24日

徳島県知事 後藤田 正 純

1 神山町に係る地籍調査

(1)ア 調査を行った者の名称

神山町

イ 調査を行った時期

令和5年度及び令和6年度

ウ 成果の名称

神山町下分の一部の地籍図及び地籍簿（下分2地区）

エ 調査を行った地域

名西郡神山町下分の一部（下分2地区）

オ 認証年月日

令和8年4月10日

(2)ア 調査を行った者の名称

神山町

イ 調査を行った時期

令和5年度及び令和6年度

ウ 成果の名称

神山町上分の一部の地籍図及び地籍簿（上分1地区）

エ 調査を行った地域

名西郡神山町上分の一部（上分1地区）

オ 認証年月日

令和8年4月10日

2 阿波市に係る地籍調査

(1) 調査を行った者の名称

阿波市

(2) 調査を行った時期

令和5年度及び令和6年度

(3) 成果の名称

阿波市吉野町五条の一部の地籍図及び地籍簿（吉野五条3地区）

(4) 調査を行った地域

阿波市吉野町五条の一部（吉野五条3地区）

(5) 認証年月日

令和8年4月10日